

施行日：平成27年6月1日

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(9/17)

■ 木造建築関連基準の見直し

【改正内容】《法第21条、法第27条》

以下の場合に、大断面木材などを活用して耐火性の高い材料で被覆する等の措置によらずに準耐火構造等にできることとする。

- ① 延べ面積が3,000㎡を超える大規模な建築物について、火災の拡大を3,000㎡以内に抑える防火壁等を設けた場合 《法第21条》
- ② 3階建ての学校等について、天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じた場合 《法第27条》

＜参考＞建築基準法改正案

①法第21条第2項

延べ面積が3,000㎡を超える建築物（略）は次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

- 一 法第2条第九号のニイ^{注1}に掲げる基準に適合するものであること
- 二 壁等^{注2}（略）によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000㎡以内としたものであること

＜政令で定める壁等の性能イメージ＞

- 一 通常の火災による火熱が火災継続予測時間^{注3}加えられた場合、
 - ・ 構造耐力上支障のある損傷を生じないこと
 - ・ 当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと
 - ・ 屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないこと
- 二 当該壁等以外の建築物の部分が倒壊することによって倒壊しないこと
- 三 当該壁等で区画された部分から屋外に出た火炎による他の部分への延焼を有効に防止できること

＜告示で定める具体的な仕様イメージ＞

- 一 壁、柱、床、はり、屋根、階段及び防火設備の構造方法は、・・・（90分の耐火性能を有する仕様等を具体的に定める予定）とすること
- 二 壁等は、壁等で区画する部分とエキスパンションジョイント等のみで接すること
- 三 壁を外壁面及び屋根面から一定程度以上突出させること又は壁等により区画する建築物の部分同士を一定距離以上離隔させること 等

注1: 耐火構造又は耐火性能検証 注2: 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備 注3: 建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が継続することが予測される時間

②法第27条第1項

（略）特殊建築物^{注1}は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止する（略）ものとし（略）、かつ、外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるもの（略）に防火設備（略）を設けなければならない。

＜政令で定める主要構造部の性能イメージ＞

- 主要構造部は、次の①又は②に適合すること
- ①通常の火災による火熱が加えられた場合に、
 - ・ 主要構造部は、加熱開始後特定避難時間^{注2}構造耐力上支障のある損傷を生じないこと
 - ・ 壁、床及び屋根の軒裏は、加熱開始後特定避難時間^{注2}当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと
 - ・ 外壁及び屋根は、加熱開始後特定避難時間^{注2}屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないこと
 - ②令第107条各号（耐火性能に関する技術的基準）又は令第108条の3第1項第一号イ及びロ（耐火性能検証）に掲げる基準に適合すること 等

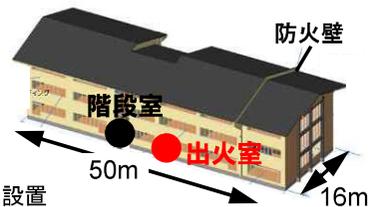
＜告示で定める具体的な仕様イメージ＞

- ・ 劇場、病院、百貨店等の主要構造部は、従来どおりの床面積又は階数に応じて、耐火構造又は準耐火構造とする
- ・ 共同住宅等（地階を除く階数が3で一定の要件^{注3}を満たすもの）の主要構造部は、1時間準耐火構造とする
- ・ 学校等（地階を除く階数が3で一定の要件^{注4}を満たすもの）の主要構造部は、1時間準耐火構造とする 等

注1: 法別表第一で対象となる用途、規模を規定 注2: 特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間 注3: 建物の周囲に幅員3m以上の通路、各宿泊室等にバルコニーの設置等 注4: 建物の周囲に幅員3m以上の通路、開口部にひさし若しくはバルコニーの設置又は天井の不燃化等

H23予備実験 (平成24年2月につくば市で実施)

建築面積：830㎡
 延べ面積：2,260㎡
 構造：1時間準耐火構造
 バルコニー・ひさし：なし
 内装：1階内部は床、壁、天井とも木



階段室：ラッチのない防火戸を設置
 防火壁：ラッチのない防火戸を設置

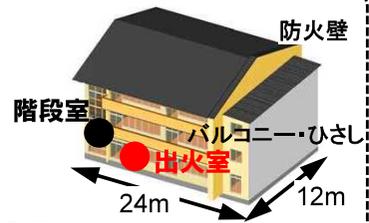
※建物の倒壊まで火災を継続。

H23予備実験の経過



H24準備実験 (平成24年11月に下呂市で実施)

建築面積：310㎡
 延べ面積：850㎡
 構造：1時間準耐火構造
 バルコニー・ひさし：あり
 内装：床は木
 壁及び天井は不燃材料
 軸組は木材現し



階段室：ラッチを設けた防火戸を設置
 防火壁：ラッチを設けた防火戸を設置

※3階への延焼後速やかに消火(安全管理のため)。

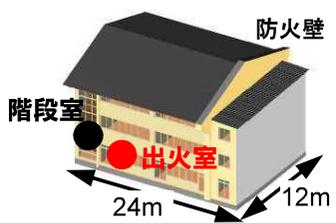


H24準備実験の経過



H25本実験 (平成25年10月に下呂市で実施)

建築面積：310㎡
 延べ面積：850㎡
 構造：1時間準耐火構造
 バルコニー・ひさし：なし
 内装：床及び壁は木
 天井は準不燃材料
 軸組は木材現し



階段室：ラッチを設けた防火戸を設置
 防火壁：ラッチを設けた防火戸を設置

※3階への延焼後も火災盛期を超えた状態まで火災を継続。

H25本実験の経過(速報)



注) 経過時刻は今後の報告の結果見直すことがある。

○天井の不燃化やバルコニー・ひさしの設置などの防火措置等を講じることで、区画を超えた早期の延焼を防止できることが確認された。
 ○防火壁を越えた延焼を防止できることが確認された。

平成27年6月1日施行

改正建築基準法等の木造に関する主な条項等（抜粋）

建築基準法

○建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抄）

（大規模の建築物の主要構造部等）

第二十一条 高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない。

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ三千平方メートル以内としたものであること。

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一 別表第一（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもの

二～四 省略

2～3 省略

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の三、第九十条の三関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（(一) 項の場合にあつては客席、(二) 項及び(四) 項の場合にあつては二階、(五) 項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	省略	省略	省略	
(二)	省略	省略	省略	
(三)	<u>学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの</u>	<u>三階以上の階</u>	二千平方メートル以上	
(四)	省略	省略	省略	
(五)	省略		省略	省略
(六)	省略	省略		省略

建築基準法施行令

○建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号) (抄)

(大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準)

第百九条の五 法第二十一条第二項第二号 の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。
- 五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を

除く。)への延焼を有効に防止できるものであること。

(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)
第一百条 主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)
	外壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根(軒裏を除く。)		三十分間(特定避難時間が三十分間未満である場合にあつては、特定避難時間。以下この号において同じ。)
階段		三十分間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。)にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。)にあつては、三十分間)当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間)屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第七十条各号又は第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

(延焼するおそれがある外壁の開口部)

第一百条の二 法第二十七条第一項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一 延焼のおそれのある部分であるもの(法第八十六条の四第一項各号のいずれかに

該当する建築物の外壁の開口部を除く。)

- 二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。)

(法第二十七条第一項 に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準)

第一百十条の三 防火設備の遮炎性能に関する法第二十七条第一項 の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

(主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等)

第二百二十九条の二の三 法第二十一条第一項 の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 地階を除く階数が三以下であること。

ロ 主要構造部が準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）であること。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間
柱		一時間
床		一時間
はり		一時間

(2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準

に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

二 第四十六条第二項第一号イ及びロ並びに第一百五条の二第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

2 法第二十一条第一項の政令で定める用途は、倉庫及び自動車車庫とする。

国土交通省告示（新たに制定されたもの）

○国土交通省告示第249号

壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件

○国土交通省告示第250号

壁等の構造方法を定める件

○国土交通省告示第253号

主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

○国土交通省告示第254号

ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件

○国土交通省告示第255号

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

○国土交通省告示第257号

防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

平成27年6月1日施行

改正建築基準法等の木造に関する主な条項等（抜粋）

建築基準法

○建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抄）

（大規模の建築物の主要構造部等）

第二十一条 高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない。

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ三千平方メートル以内としたものであること。

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

一 別表第一（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもの

二～四 省略

2～3 省略

別表第一 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の三、第九十条の三関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（(一) 項の場合にあつては客席、(二) 項及び(四) 項の場合にあつては二階、(五) 項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(一)	省略	省略	省略	
(二)	省略	省略	省略	
(三)	<u>学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの</u>	<u>三階以上の階</u>	二千平方メートル以上	
(四)	省略	省略	省略	
(五)	省略		省略	省略
(六)	省略	省略		省略

建築基準法施行令

○建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号) (抄)

(大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準)

第百九条の五 法第二十一条第二項第二号 の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。
- 五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を

除く。)への延焼を有効に防止できるものであること。

(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)
第一百条 主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)
	外壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根(軒裏を除く。)		三十分間(特定避難時間が三十分間未満である場合にあつては、特定避難時間。以下この号において同じ。)
階段		三十分間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。)にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏(外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。)にあつては、三十分間)当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間)屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第七十条各号又は第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

(延焼するおそれがある外壁の開口部)

第一百条の二 法第二十七条第一項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一 延焼のおそれのある部分であるもの(法第八十六条の四第一項各号のいずれかに

該当する建築物の外壁の開口部を除く。)

- 二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。)

(法第二十七条第一項 に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準)

第一百十条の三 防火設備の遮炎性能に関する法第二十七条第一項 の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

(主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等)

第二百二十九条の二の三 法第二十一条第一項 の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 地階を除く階数が三以下であること。

ロ 主要構造部が準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）であること。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間
柱		一時間
床		一時間
はり		一時間

(2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準

に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二 ロに規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

二 第四十六条第二項第一号イ及びロ並びに第一百五条の二第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準

2 法第二十一条第一項 の政令で定める用途は、倉庫及び自動車車庫とする。

国土交通省告示（新たに制定されたもの）

○国土交通省告示第249号

壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件

○国土交通省告示第250号

壁等の構造方法を定める件

○国土交通省告示第253号

主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

○国土交通省告示第254号

ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件

○国土交通省告示第255号

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

○国土交通省告示第257号

防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

○国土交通省告示第二百四十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の五第二号の規定に基づき、壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第九十九条の五第二号に規定する壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区分する場合又は間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区分する場合 壁等を構成する防火設備の面で、次のイ及びロに該当するもの
- イ 防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。

- (1) 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。

- (2) 特定防火設備（平成十二年建設省告示第千三百六十九号に定めるものに限る。）のうち、骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸又は鉄製で鉄板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火戸であること（火災継続予測時間が九十分間

以下である場合に限る。)

ロ 次の(1)又は(2)に該当するものであること。

(1) 防火設備に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、防火設備の加熱面以外の面が面する室内の建築物の部分(壁等の部分を除く。)及び収納可燃物の温度が当該建築物の部分及び収納可燃物が燃焼する温度以上に上昇しないこと。

(2) 防火設備の加熱面以外の面が令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれのない室(以下(2)において「室」という。)に面するものであり、かつ、当該室内の建築物の部分(壁等の部分を除く。)の室内に面する部分(防火設備からの水平距離が火災継続予測時間に応じて次の表一に掲げる式により計算した数値以下である部分に限る。)の仕上げが準不燃材料でされ、かつその下地が準不燃材料で造られたもの又は仕上げに厚さ二・五センチメートル以上のせつこう若しくは厚さ四・五センチメートル以上のモルタルを塗ったものであること。ただし、天井又は室の区画を構成する壁については、防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から当該壁までの水平距離が次の表二に掲げる式により計算した数値以上である場合には、この限りでない。

表一

防火設備からの水平距離(単位:メートル)

火災継続予測時間が一時間以下	
\sqrt{A}	$1.2\sqrt{A}$
この表において、Aは防火設備の面積（単位 平方メートル）を表すものとする。	

表二

防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から室の区画を構成する壁までの水平距離（単位 メートル）	火災継続予測時間が一時間以下	火災継続予測時間が九十分間以下
$\frac{A}{25} + 0.28$ (0.38aを超える場合は0.38a)	$\frac{A}{20} + 0.36$ (0.54aを超える場合は0.54a)	
この表において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。		
A 防火設備の面積（単位 平方メートル）		
a 防火設備の高さ（単位 メートル）		

二 令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（開口部（床の開口部を除く。）に防火設備を設けたものに限る。）を構成する壁等により区画する場合 壁等の室内に面する面（次のイ及びロに該当する場合には、壁等の加熱面以外の防火設備の面（屋内に面する

もの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)を含む。)

イ 壁等の加熱面以外の面(屋内に面するもの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)

ー)が面する室に面する防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。

(1) 壁等に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。

(2) 特定防火設備であること(火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。)

ロ 次の(1)又は(2)に該当するものであること。

(1) 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、壁等の加熱面以外の面(屋内に面するもの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)が面する室内の建築物の部分(壁等の部分を除く。)及び収納可燃物の温度が当該建築物の部分及び収納可燃物が燃焼する温度以上に上昇しないこと。

(2) 第一号ロ(2)に該当すること(火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。)。この場合において、同号ロ(2)中、「防火設備の加熱面以外の面」とあるのは「壁等の加熱面以外の防火設備の面(屋内に面するもの限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。)」と読み替え、同号ロ(2)の防火設備からの水平距離は、火災継続予測時間が一時間以下の場合の数値とする。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項第二号の規定に基づき、壁等の構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

壁等の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。

第一 この告示は、三階建て以下の建築物（倉庫その他の物品（不燃性の物品を除く。）を保管する用途に供する建築物を除く。）で、屋根の仕上げを不燃材料としたものについて適用する。

第二 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとすること。

一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であること。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕

上材料の厚さを含むものとする。

- (1) 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）
、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル未満のものを除く。）で厚さが八十五ミリメートル以上のもの
- (2) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆つたもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- (3) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三・五センチメートル以上の鉄網パライトモルタルで覆つたもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- (4) 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆つたもの
- (5) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたもの）に限る。

）を三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のもので覆ったもの
ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとする。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の(i)から(iii)までに適合するものであること。

(i) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号イ(2)に規定する特定防火設備又は骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（次の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(一) 周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられていること。

(二) 防火設備が枠と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられていること。

(ii) 令第百十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障の

ない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。

- (iii) ラッチその他の開放防止機構を設けること。ただし、ドアクロージャーの閉鎖力が、次の式によって計算した数値以上である場合には、この限りではない。

$$F = \frac{\Delta P H d B d}{2}$$

この式において、F、 ΔP 、Hd及びBdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F ドアクロージャーの閉鎖力（単位 ニュートン）

ΔP 通常の火災時において防火設備に加わる平均圧力として建築物の階に応じて次の表に定める数値（単位 一平方メートルにつきニュートン）

	一階	二階	三階
地階を除く階数が三の建築物	三十	二十五	五十
地階を除く階数が二の建築物	二十	二十五	—

Hd 床から防火設備の上端までの高さ（単位 メートル）

Bd 防火設備の幅（単位 メートル）

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

- (i) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（(1)(i)の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。
- (ii) (1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

二 間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次のイからニまでに適合するものであること。

イ 間仕切壁は、次の(1)から(3)までのいずれか（耐力壁にあつては(1)に限る。）に該当する構造であること。

- (1) 前号イに定める構造
 - (2) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のもので覆つたもの
 - (3) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが七十五ミリメートル以上のもの
- ロ 柱は、耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）であること。
- ハ はりは、耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）であること。

ニ 防火設備は、前号口に適合するものであること。

三 令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（開口部（床の開口部を除く。）に防火設備を設けたものに限る。）を構成する壁等により区画する場合 次のイからヌまでに適合し、かつ、壁等を構成する建築物の部分の接合部を防火上支障がない構造とすること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、第一号イに定める構造であること。

ロ 非耐力壁である間仕切壁は、耐火構造であること。

ハ 外壁は、第一号イに定める構造であること。

ニ 柱は、前号口に定める構造であること。

ホ 床（最下階の床を除く。）は、第一号イに定める構造（間仕切壁によって壁等で区画された部分（壁等により構成される室の部分を除く。第三において同じ。）と防火上有効に遮られている床にあつては、耐火構造）であること。

ヘ 最下階の床は、不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号に定めるものに限る。第三において同じ。）で造られたもの又は耐火構造であること。

ト はりは、前号ハに定める構造であること。

チ 屋根は、耐火構造であること。

リ 間仕切壁の開口部に設ける防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に

定めるものとする。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第二号ロ(2)に該当する場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 特定防火設備であること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 次の(一)又は(二)に適合するものであること。

(一) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが二十四ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張ったもの（第一号ロ(1)(i)の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(二) 第一号ロ(2)(i)に適合するものであること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

又 外壁の開口部に設ける防火設備は、特定防火設備であること。

第三 第二第三号に掲げる場合には、壁等で区画された部分の一方と壁等により構成される室の部分の床面積の合計がそれぞれ三千平方メートルを超えず、かつ、壁等の室内の建築物の部分（壁等を構成する建築物の部分を除く。第四において同じ。）（延焼防止上支障のない建築設備を除く。）が不燃材料で造られたもの又は耐火構造（被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。以下第三

において同じ。) (構造耐力上主要な部分である壁、柱及びはりにあつては耐火構造) であること。
第四 壁等が、壁等以外の建築物の部分 (第二第三号に掲げる場合には、壁等の室内の建築物の部分を除く。) とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法 (延焼防止上支障がないものに限る。) のみで接するものであること。

第五 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。

- 一 第二第一号又は第二号に掲げる場合 壁等の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から二メートル以上突出させること。ただし、壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、壁等を含み、耐火構造 (壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合には、第二第一号イに定める構造。以下「耐火構造等」という。) 又は耐火構造の別に応じて次の表に掲げる式によつて計算した幅にわたつてこれらの構造 (耐火構造の場合最下階を除く。) である場合 (次のイ及びロに該当する場合に限る。) においては、その部分については、この限りでない。

イ 外壁にあつては、屋外側の仕上げが不燃材料 (耐火構造の部分にあつては準不燃材料) であり、開口部に特定防火設備 (耐火構造の部分にあつては建築基準法 (以下「法」という。) 第二十条第九号の二ロに規定する防火設備) が設けられていること。

ロ 耐火構造等の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

耐火構造等又は防火構造の別	幅 (単位 メートル)
耐火構造等	4.6 (1-1) (3を超える場合3)
防火構造	10 (1-0.5L) (6.5を超える場合6.5)
この表において、Lは壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突出させる幅 (単位 メートル) を表すものとする。	

二 第二第三号に掲げる場合 次のイからニまでに適合するものであること。

- イ 外壁が、壁等を構成する外壁の全てを含み幅三メートル以上にわたって耐火構造であること。
- ロ 外壁 (最下階を除く。) 及び屋根が、壁等を構成する外壁及び屋根の全てを含みそれぞれ幅六・五メートル以上にわたって防火構造であること。
- ハ 外壁 (イ及びロに適合する耐火構造又は防火構造の部分に限る。) の屋外側の仕上げが不燃材料 (防火構造の部分にあつては準不燃材料) でされ、開口部に特定防火設備 (防火構造の部分にあつては法第二条第九号の二ロに規定する防火設備) が設けられていること。
- ニ イに適合する耐火構造の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられて

いないこと。

第六 壁等で区画された部分の外壁面が壁等で区画された他の部分の外壁面となす角度が九十度以上であること。この場合において、百三十五度以内の角度をなす外壁面が交差する部分からそれぞれ幅十メートル以内のこれらの外壁面に、壁等で区画された部分と壁等で区画された他の部分の外壁面（第二第三号に掲げる場合には、壁等を構成する外壁面を除く。）がある場合においては、次の各号に適合するものであること。

一 当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、耐火構造である部分（屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が五メートル以上であること。

二 当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、防火構造である部分（屋外側の仕上げが準不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が十メートル以上であること。

第七 建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、当該壁等からの水平距離が五メートル以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が七メートル以下である建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）の外壁（低い部分に面する部分に限る。）が耐火構造であり、かつ、屋外側の仕上げが不燃材料

でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。ただし、低い部分（当該壁等で区画された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が五メートル以下である部分が耐火構造であり、かつ、この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

第八 令第一百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定に基づき、主要構造部を木造とすることができ、大規模の建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

主要構造部を木造とすることができ、大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及び第三号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を

いう。以下同じ。) (耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。) とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

- (1) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)
- (2) 厚さが八ミリメートル以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの
- (3) 厚さが十六ミリメートル以上の強化せっこうボード
- (4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの
- (5) 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ったもの

二 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)に定める基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

三 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板

(2) 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

四 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)及び(3)に定める基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

第二 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合する柱の構造方法は、次に定め

るものとする。

一 耐火構造とすること。

二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第一第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ロにおいて同じ。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ハにおいて同じ。

ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とすること。

第三 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

- (1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張ったもの
- (2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ十二ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの

(3) 厚さ四十ミリメートル以上の木材

(4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張り、その上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を張ったもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードを張ったもの

(3) 厚さが十五ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの

(4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

ハ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第四 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 耐火構造とすること。
 - 二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。
 - 三 第三第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
 - ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
 - ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- 第五 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)に定める基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。
- 一 次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等

の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ 厚さが十五ミリメートルの強化せつこうボードの上に金属板を張ったもの

ロ 繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの

ハ 第一第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの

二 野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四十ミリメートル以上のしつくい、土又はモルタル（以下「しつくい等」という。）を塗ったもの

ロ 厚さが三十ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが二十ミリメートル以上のしつくい等を塗ったもの（屋内側にしつくい等を塗ったものにあつては、当該しつくい等が自立する構造とするものに限る。）

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定に基づき、主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及び第三号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を

いう。以下同じ。) (耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。)とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

- (1) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)
- (2) 厚さが八ミリメートル以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの
- (3) 厚さが十六ミリメートル以上の強化せっこうボード
- (4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの
- (5) 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ったもの

二 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)に定める基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

三 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板

(2) 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

四 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)及び(3)に定める基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

第二 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合する柱の構造方法は、次に定め

るものとする。

一 耐火構造とすること。

二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第一第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ロにおいて同じ。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第三号ハにおいて同じ。

ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができるとする構造とすること。

第三 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

- (1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張ったもの
- (2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ十二ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの
- (3) 厚さ四十ミリメートル以上の木材
- (4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張り、その上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を張ったもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードを張ったもの

(3) 厚さが十五ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの

(4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

ハ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第四 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 耐火構造とすること。
 - 二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。
 - 三 第三第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
 - ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
 - ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- 第五 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)に定める基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。
- 一 次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等

の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ 厚さが十五ミリメートルの強化せつこうボードの上に金属板を張ったもの

ロ 繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの

ハ 第一第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの

二 野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四十ミリメートル以上のしつくい、土又はモルタル（以下「しつくい等」という。）を塗ったもの

ロ 厚さが三十ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが二十ミリメートル以上のしつくい等を塗ったもの（屋内側にしつくい等を塗ったものにあつては、当該しつくい等が自立する構造とするものに限る。）

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、ひさしその他これに類するものの構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないひさしその他これに類するものの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法
- 二 防火構造に用いる構造方法
- 三 建築基準法施行令第九条の三第二号ハ又は第一百五十二条の二第一項第四号に規定する構造に用いる構造方法
- 四 不燃材料で造ること。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項の規定に基づき、同項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を第一に、同項に規定する特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法を第二に定め、及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百条の二第二号の規定に基づき、他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものを第三に定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第二十七条第一項第二号に該当する建築物（同項各号（同項第二号）にあつては、法別表第一（一）項に係る部分に限る。）に該当するものを除く。） 準耐火構造又は令第百九条の三各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

二 地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を

法別表第一 (い) 欄に掲げる用途 (下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。) に供するもの及び法第二十七条第一項第二号 (同表 (二) 項から (四) 項までに係る部分を除く。) から第四号までに該当するものを除く。) のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準 (防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準) に適合するもの 一 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室 (以下「各宿泊室等」という。) に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

ロ 建築物の周囲 (開口部 (居室に設けられたものに限る。)) がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。) に幅員が三メートル以上の通路 (敷地の接する道まで達するものに限る。) が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

- (1) 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。
- (2) 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたも

のであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(3) 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。

ハ 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、令第二百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。以下同じ。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

三 地階を除く階数が三で、三階を法別表第一(一)欄(三)項に掲げる用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(一)欄に掲げる用途（同欄(三)項に掲げるものを除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）であつて、前号ロ（ただし書を除く。）に掲げる基準に適合するもの 一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

2 令第一百十條第二号に掲げる基準に適合する法第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八條の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第二 令第一百十條の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七條第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、法第二條第九号の二に規定する防火設備とすることとする。

第三 令第一百十條の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第三号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び特定避難時間倒壊等防止建築物（法第二十七條第一項第一号に該当する特殊建築物で、令第一百十條第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものに限る。）の外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第一百十條の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたも

のを除く。)とする。

- 一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの
を設けた室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの
- 二 天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕
上げとした室（床面積が四十平方メートル以下であるものを除く。）に設けられたもの
- 三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室
で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第百二十
九条第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの
- 四 第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられ
たもの
- 五 法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けたもの
- 六 開口部の高さが〇・三メートル以下のもの
- 七 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの

表一

水平移動距離（単位　メートル）	$\frac{2}{3} Y (1-0.5L) + \frac{1}{2} B$
最大水平移動距離（単位　メートル）	1

$$3 + \frac{1}{2}B$$

- 一 この表において、Y、B及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。
- Y 表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離
(単位 メートル)
- B 他の外壁の開口部の幅 (単位 メートル)
- L 他の外壁の開口部の側部に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離 (単位 メートル)
- 二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。

表二

垂直移動距離 (単位 メートル)	$\frac{B}{H} < \frac{1}{2}$	$(H+1.1B) (1-0.5L) + H$
	最大垂直移動距離 (単位 メートル)	$\frac{B}{H} \geq \frac{1}{2}$
一 この表において、B、H及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。		$6.2 + H$

- B 他の外壁の開口部の幅（単位 メートル）
- H 他の外壁の開口部の高さ（単位 メートル）
- L 他の外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離（単位 メートル）
- 二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さを含めるものとする。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十四条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の三に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

【関係部分抜粋】

国住指第555号
国住街第39号
平成27年5月27日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）については平成26年6月4日に公布され、エレベーターの昇降路の部分の床面積の容積率不算入（平成26年7月1日施行）及び定期調査・検査報告制度（公布日から2年以内において政令で定める日から施行）に係る部分を除き、平成27年6月1日から施行されることとなった。

また、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成27年国土交通省令第5号）及び関連する告示についても、平成27年6月1日から施行されることとなった。

については、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）等の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願いする。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 構造計算適合性判定制度の見直し

- 1 構造計算適合性判定に係る手続きの見直し（法第6条から第6条の3まで、第18条及び第94条関係）

エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分（以下「独立部分」という。）は、法第20条第1項に規定する基準の適用については、それぞれ別の建築物の部分とみなすこととし、不要となった令第81条第4項を削除したほか、関連する告示等の整理を行った。

これにより、法第20条第1項各号の適用に当たっては、独立部分ごとに、高さ、階数及び面積等を算定し、それぞれ同項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認することとなる。

なお、今般の法改正に伴い追加された確認申請書（施行規則別記第2号様式）の第6面に記載する「延べ面積」及び「建築物の高さ等」については、独立部分がそれぞれ法第20条第1項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認するためのものであり、当該独立部分ごとに算定された数値等を記載することとなる。

第4 木造建築関連基準の見直し

1 3階建ての学校等に関する規制の見直し（法第27条関係）

法別表第一（一）項から（四）項までに掲げる特殊建築物については、その主要構造部が、特殊建築物に存する者の全てが地上までの避難を終了するまでの間、通常の火災による倒壊及び延焼を防止するために必要とされる性能を有し、かつ、建築物の他の部分から延焼するおそれがある外壁の開口部に防火設備を設けることにより、建築することができることとした。

技術的基準及び構造方法等については、令第110条から第110条の3まで及び「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」（平成27年国土交通省告示第255号。以下「特殊建築物告示」という。）に定めているが、以下の点に留意の上、適切な運用を図られたい。

①特定避難時間（令第110条第1号関係）

特殊建築物告示においては、具体的な構造方法を定めるものであることから特定避難時間について言及していないが、特殊建築物の用途・規模に応じた特定避難時間を具体的に算出した上で、その仕様を定めたものである。したがって、建築確認においては、特定避難時間を確認することは要さず、主要構造部等が特殊建築物告示において規定する構造方法どおりであることを確認すればよい。

②他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがある外壁の開口部（令第110条の2第2号関係）

他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがある外壁の開口部に係る規制の対象は、近年の実大火災実験により、屋外を通じ区画を越えた延焼を防止する対策の必要性が明らかになったことから、新たに定めるものである。

なお、規制対象は、今回の技術的基準の合理化によって新たに建築が可能となる次の（イ）及び（ロ）に示す建築物のみであり、その他の建築物については、

従来どおり、延焼のおそれのある部分にのみ防火設備を設けることで規定に適合することとなる。

(イ) 1時間準耐火基準(※)に適合する準耐火構造(耐火構造を除く。)の3階建ての学校等(学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場)

※令第129条の2の3第1項第1号に掲げる基準のうち主要構造部に1時間の非損傷性等を求めている部分を指す。

令第112条第1項で定義しており、内容は改正前の令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準と同一である。

(ロ) 令第110条第1号に掲げる基準に適合するものとして法第27条第1項の規定による認定を受けた3階建て以上の建築物

2 大規模の建築物の主要構造部に関する規制の見直し(法第21条関係)

延べ面積が3,000㎡を超える大規模な木造建築物について、通常の火災による延焼を防止する性能を有する壁、柱、床等の建築物の部分又は防火設備(以下「壁等」という。)で、建築物を3,000㎡以内ごとに区画することにより、主要構造部が耐火構造等でなくとも建築できることとした(法第21条第2項)。

壁等の技術的基準及び構造方法については、令第109条の5並びに「壁等の構造方法を定める件」(平成27年国土交通省告示第250号。以下「壁等告示」という。)及び「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」(平成27年国土交通省告示第249号)に定めているが、以下の点に留意の上、適切な運用を図られたい。

①火災継続予測時間(令第109条の5第1号関係)

壁等告示は、壁等で区画された木造建築物の部分の火災継続予測時間を90分(※)として、壁等の仕様を定めたものである。したがって、建築確認においては、火災継続予測時間を確認することは要さず、壁等が壁等告示の構造方法どおりであることを確認すればよい。

※通常の火災による、建築物の収納可燃物の燃焼及び主要構造部を準耐火構造や裸木造等とした木造建築物の構造躯体の燃焼を想定し設定。

②壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないもの(令第109条の5第2号関係)

「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」では、壁等である防火設備の加熱面以外の面における防火設備の周囲を不燃化したものなどを定めており、遮熱性を有しない防火設備を設ける場合には、同告示への適合も確認する必要があることに留意されたい。

なお、同告示各号イ(1)及びロ(1)の規定については、法第21条第2項の規定に基づく認定を受ける場合を想定しているものであり、壁等告示で定める仕様で壁等を建築する場合は、同告示各号イ(2)及びロ(2)に定める仕様への適合を確認することとなる。

第5 新技術の円滑な導入に向けた仕組み(法第38条、第67条の2、第67条の4及び第68条の26関係)

国住指第558号
国住街第40号
平成27年5月27日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

市街地建築課長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。平成27年6月1日から施行される部分に限る。以下「改正法」という。）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成27年国土交通省令第5号）及び関連する告示の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」により住宅局長から都道府県知事あて通知されたところであるが、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）等の運用に係る細目及び運用方針は下記のとおりであるので、通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第1 構造計算適合性判定制度の見直し

防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずるなど適確な運用を図られたい。

(3) 指定確認検査機関等による仮使用認定の基準について

指定確認検査機関等による仮使用認定の基準として、「建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件」（平成27年国土交通省告示第247号）第1第3項第1号においては、工事完了前で、外構工事（敷地に係る工事）以外の工事が完了している場合の基準を規定しているところであるが、付属する門又は塀の工事が完了していない場合についても、同号に該当するものとして扱って差し支えない。

第3 木造建築関連基準の見直し（法第21条及び第27条関係）

法第27条の改正に伴う「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」（平成27年国土交通省告示第255号）並びに法第21条の改正に伴う「壁等の構造方法を定める件」（平成27年国土交通省告示第250号）及び「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」（平成27年国土交通省告示第249号）の各規定の趣旨・運用等については、それぞれ別紙6及び別紙7を参考にされたい。

第4 用途地域について

(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものについて（法別表第2（い）項第6号関係）

改正前の「身体障害者福祉ホーム」について、「福祉ホーム」と表現の適正化を図ったところである。

(2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて（法別表第2（を）項第4号関係）

(1)と同様に、改正前の「身体障害者福祉ホーム」について、「福祉ホーム」と表現の適正化を図ったところである。

第5 容積率制限等の合理化（法第52条第3項関係）

(1) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて

法第52条第3項に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）に該当するものは、居住のための施設としての継続的入所施設である社会福祉施設、有料老人ホーム及び更生保護施設であり、その具体例は以下のとおりである。

①老人福祉法にいう認知症対応型老人共同生活援助事業に係る共同生活を営むべき住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）について

1. 特殊建築物の主要構造部

(1) 特殊建築物の主要構造部

「建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」（平成27年国土交通省告示第255号。以下単に「告示」という。）では、主要構造部の構造方法を別表のとおり規定している。

主要構造部が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第110条第1号に掲げる基準に適合するもの（以下「特定準耐火構造」という。）は、加熱を開始してから特定避難時間が経過するまでの間、建築物の倒壊及び延焼を防止する構造であり、特定避難時間に応じた性能を有する。従来、準耐火構造で建築することとしていた用途・規模の特殊建築物については、一般的な避難時間が45分未満であることを確認した上で、特定準耐火構造として準耐火構造とすることを告示において定め、従来どおりの規制内容としている。木造3階建て共同住宅等の場合の1時間準耐火基準に適合する準耐火構造（以下「1時間準耐火構造」という。）についても同様である。一方、耐火構造又は耐火性能が確認されたもの（以下「耐火構造等」という。）は、建築物が火災終了後も倒壊及び延焼をしない構造として、特定避難時間にかかわらず建築物が倒壊及び延焼をすることなく避難できるものとして定めている。

なお、特定準耐火構造が特定避難時間に応じた性能を有することから、関係規定※の適用においても、特定準耐火構造の建築物は特定避難時間に応じて、その取扱いが異なることに留意されたい。

※令第112条（防火区画）、令第128条の4・令第129条（内装制限）

(2) 木造3階建て共同住宅等に係る規制の合理化

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）による改正前の建築基準法施行令（以下「旧令」という。）第115条の2の2第1項第2号（避難上有効なバルコニーの設置）、第4号（建築物周囲の通路）及び第5号（外壁開口部の防火設備）の規定は、木造3階建て共同住宅等の主要構造部を1時間準耐火構造とする場合の要件として定めていたものであるが、今般の改正により旧令第115条の2の2は廃止し、同条第1項第2号、第4号及び第5号に定めていた内容と同じ内容を、告示第1第1項第2号イからハマまでにおいて規定したところである。ただし、建築物の周囲の幅員3メートル以上の通路について、居室に設けられた開口部がない外壁に面する部分には要さないこととした。

また、旧令第115条の2の2第1項第3号の規定は、宿泊室毎に非常用の進入口に相当する外壁の開口部の設置を義務づけ、同条第2項の規定により、令第5章第5節（非常用の進入口）の規定を適用しないものとしていたが、今般の見直しにおいて合理化を図り、宿泊室毎に非常用の進入口に相当する開口部を設けることは求めず、他の建築物と同様に令第5章第5節を満たせばよいものとした。

なお、旧令第115条の2の2第1項第3号の規定の適用に関しては、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付け建設省住指発第225号）の第1の4(3)において、避難上有効なバルコニーが各宿泊室等（1階を含む。）に設置されている場合において、木造3階建て共同住宅等であれば、消防車の接車ではなく、はしご等を用いた進入を想定していることから、道等に通ずる通路の幅員の測り方については、バルコニーの外側ではなく外壁面からの幅員として差し支えない旨を示していたところであるが、今後、告示第1第1項第2号の規定に基づいて木造3階建て共同住宅等を建築する場合、令第5章第5節の適用においては、同様の考え方で取り扱うものとして差し支えない。

2. 外壁の開口部に設ける防火設備

延焼するおそれのある部分である外壁の開口部には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。以下「裏面」という。）に火炎を出さない防火設備として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設ける必要がある。

なお、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第64条の規定に基づく、準遮炎性能を有する防火設備として国土交通大臣の認定を受けたものについては、通常の火災を想定した火熱による耐火試験によって性能が確認されており、法第27条第1項に規定する防火設備も同様の耐火試験による性能確認を行うため、法第64条の規定に基づく認定を受けている防火設備を、法第27条第1項に規定する防火設備として利用できるよう、告示を改正する予定である。

3. 外壁の開口部で他の外壁の開口部から火炎が到達するおそれがあるもの

外壁の開口部で他の外壁の開口部から火炎が到達するおそれがあるものについては、図1のとおり、火災室の開口部Aから噴き出す火炎が、開口部Bを通じて他の居室に延焼することを防ぐために、開口部Bに防火設備を設けることとしている。一方で、火災室における不燃化措置や開口部Aの面積等に応じたこれらの例外的な場合を告示第3の各号において具体的に定めている。

告示第3第6号では、開口部の高さが0.3メートル以下である場合、第7号では、開口面積が0.2平方メートル以内である場合を定めているが、これは小さな

開口部から噴き出す火炎が極めて限定的であることから火炎が到達するおそれがないものとして取り扱うものであり、図2のように同一の防火区画の外壁にこれらの開口部を近接して連続させたもの等は、実際には高さが0.3メートルを超える開口部や面積が0.2平方メートルを超える開口部と同様に火炎を噴き出すおそれがあるため、規制の趣旨に鑑み、適切に取り扱われたい。

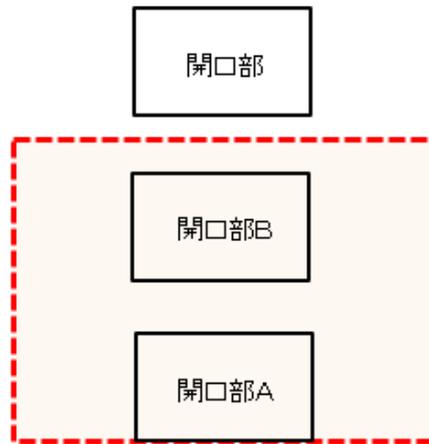


図1：開口部と規制対象となる範囲のイメージ

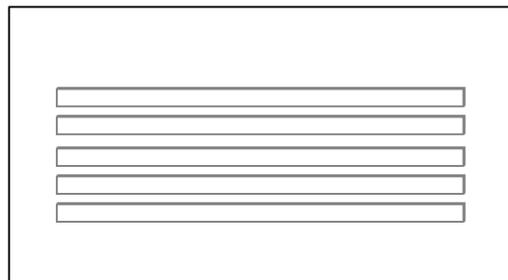


図2：開口部を近接して連続させたものの例

4. 特定避難時間倒壊等防止建築物と準耐火建築物の関係等

法第27条第1項の規定に基づく建築物は、令第110条第1号の基準に適合する「特定避難時間倒壊等防止建築物」（令第109条の2の2において定義）と令第110条第2号の基準に適合する「耐火構造建築物」（規則別記第2号様式において定義）の2種類が規定されているが、告示に基づく仕様で建築する場合は、いずれも準耐火建築物又は耐火建築物となる（別表）。

別表：特殊建築物の主要構造部と外壁の開口部に係る告示仕様の整理

			主要構造部		外壁の開口部		耐火建築物又は準耐火建築物の別
			特定準耐火構造	耐火構造等	延焼のおそれのある部分※1	開口周囲部分※2	
			(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・3階以上の階を用途に供するもの ・客席の床面積の合計が200㎡以上 ・【劇場、映画館、演芸場】主階が1階にないもの	—	
(二)	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	・3階以上の階を用途に供するもの	—	耐火構造等	両面防火設備※3		耐火建築物
		【下宿、共同住宅、寄宿舎】3階建てで3階を用途に供するもの	1時間準耐火構造				準耐火建築物又は耐火建築物
		・用途に供する部分（2階かつ病院・診療所については患者の収容施設に限る）の床面積の合計が300㎡以上	準耐火構造等※4				準耐火建築物又は耐火建築物
(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・4階以上の階を用途に供するもの、4階建て以上で3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	両面防火設備※3		耐火建築物
		・3階建てで3階を用途に供するもの	1時間準耐火構造			【1時間準耐火構造】両面防火設備※3又は室の天井の不燃化等	準耐火建築物又は耐火建築物
		・用途に供する部分（2階以下）の床面積の合計が2000㎡以上	準耐火構造等※4				準耐火建築物又は耐火建築物
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階を用途に供するもの ・用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上	—	耐火構造等	両面防火設備※3		耐火建築物
		・用途に供する部分（2階に限る）の床面積の合計が500㎡以上	準耐火構造等※4				準耐火建築物又は耐火建築物

※1 法第2条第6号に規定

※2 3階以上の階を用途に供する場合において、主要構造部を告示仕様によらず国土交通大臣による認定を受けて建築する場合には、規制の対象となる。

※3 屋内への遮炎性能を有する防火設備を設置する必要があるが、告示では法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（屋内及び屋外への遮炎性能を有するもの。表中「両面防火設備」という。）の構造を規定している。屋内への遮炎性能を有するものとして国土交通大臣が認定した防火設備の設置も可能。

※4 準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造。

壁等の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第250号）及び壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成27年国土交通省告示第249号）
について

1. 壁等の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第250号）

(1) 適用範囲（壁等告示第1）

壁等の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第250号。以下「壁等告示」という。）第1では、対象建築物として、3階建て以下の建築物で、火の粉による延焼のおそれがない建築物として屋根の仕上げを不燃材料としたものとしている。ただし、収納可燃物の発熱量が極めて大きい倉庫等の場合を除く。

(2) 壁等の構造方法（壁等告示第2及び第3）

壁等告示第2では、壁等のタイプを、①「耐力壁である間仕切壁及び防火設備で区画する場合」又は「間仕切壁、柱、はり及び防火設備で区画する場合」（以下「壁タイプ」という。）と、②建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室である場合（以下「コアタイプ」という。）に分け、壁等の構造方法を例示している。

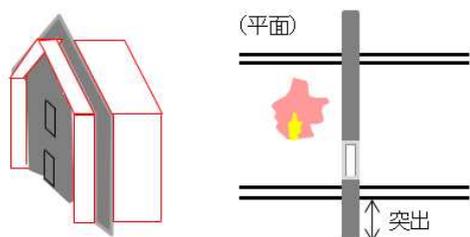


図1-1：壁タイプの壁等

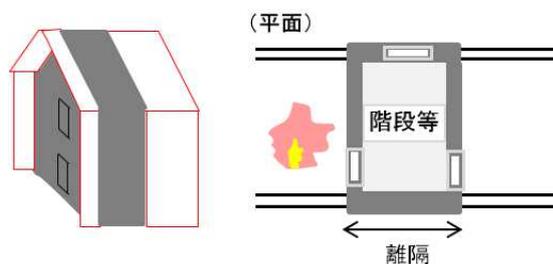


図1-2：コアタイプの壁等

①コアタイプの場合の接合部等

壁等告示第2第3号では、コアタイプの壁等を構成する建築物の部分の接合部を防火上支障がない構造とすることとしており、例えば図2-1のように、壁等を構成する木造の軸組が防火被覆を介さずに連結しており、火災により壁が燃焼した場合に床などの他の部材の軸組を通じて壁等が燃え進むような構造は認められない。

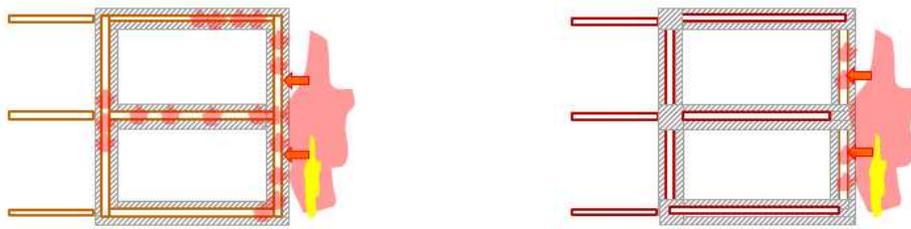


図2-1：壁等（防火上支障がある例） 図2-2：壁等（防火上支障がない例）

②コアタイプの場合の床面積の合計の考え方及びコア内部の構造

壁等告示第3では、コアタイプの場合に、

(イ)図3で床面積の合計(A+B)、(B+C)がそれぞれ3,000㎡を超えないこと

(ロ)コアの内部にある柱、階段等が燃え種とならないよう不燃化すること

を定めている。

なお、不燃化を要しない「延焼防止上支障のない建築設備」とは、小規模な非常用の照明装置等や設備系統の配管（壁等の区画を貫通する部分から1メートル以内の距離にある部分を除く。）等が考えられる。

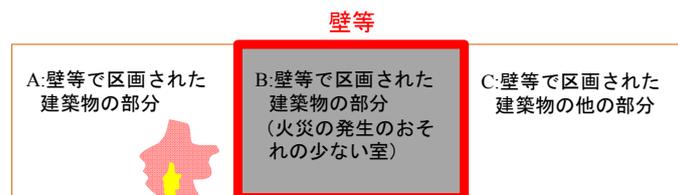


図3：コアタイプの場合

③間仕切壁の開口部に設ける防火設備

法第21条第2項の規定において想定しているのは大規模な木造建築物等であることから、大規模な火災につながる可能性がある。したがって、壁等である間仕切壁の開口部に設ける防火設備においては、壁等で区画された建築物の部分が複数層同時に燃焼する際の強い火災圧力を受けた場合でも延焼を防止する性能を満たすため、ラッチその他の開放防止機構を設けることとしている。ただし、ドアクローザーの閉鎖力が一定以上である場合には、地階の場合を除き、不要としている。

ドアクローザーの閉鎖力については、当該防火設備を通行・避難の用に供する場合には令第112条第14項第1号の規定に基づき避難上支障がないものとして50N以下とすることとし、建築物の利用者が支障なく開けることができるものとする必要があることに留意されたい。

④防火被覆の留付等

壁等の仕様について、防火被覆の留付や目地の処理が適切に行われていることが前提である。具体的には以下を参考にされたい。

・「準耐火建築物の防火設計指針」財団法人 日本建築センター編集・発行（平

成6年)

なお、防火被覆の目地の処理は、継目処理工法又は突き付け工法によるものとされたい。

(3) 壁等と壁等以外の建築物の部分の接する部分（壁等告示第4）

壁等告示第4では、エキスパンションジョイントその他の応力を伝えない構造方法について、「延焼防止上支障がないものに限る。」としている。具体的な措置としては、耐火帯を設けることなどが挙げられる。

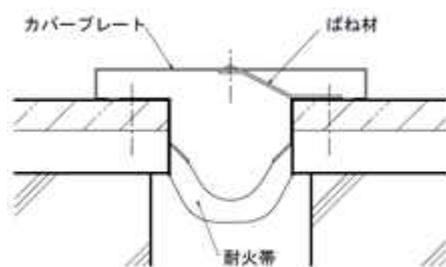


図4：耐火帯

(出典：建築用エキスパンションジョイントの手引（2014年版）、日本エキスパンションジョイント工業会)

(4) 壁等を外壁面等から突出させること等（壁等告示第5から第7まで）

壁等告示第5では、壁等で区画された部分から屋外に出た火炎による延焼を防止するため、壁等の両端及び上端を建築物の外壁面及び屋根面から一定以上突出させること（図5-1）や、壁等を含み一定範囲内の屋根及び外壁を耐火構造等とすること（図5-2）を定めている。図5-3に示すように壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合は、壁等で区画された建築物の他の部分の外壁が早期に加熱されることが想定されるため、外壁又は屋根の構造を90分の火熱に耐える構造とすることとしている。

壁等告示第6では、図5-4のように壁等で区画された建築物同士がなす角度は90度以上であることとし、135度以内の角度を有する場合には、外壁面が交差する部分（図5-4の黒丸）から幅10メートルの範囲に、壁等で区画された建築物の部分と壁等で区画された建築物の他の部分がある場合には、壁等を超えた延焼を防止するため、耐火構造又は防火構造とするべき範囲を定めている。

壁等告示第7では、図5-5に示すように建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分に設ける場合に、壁等を超えた延焼を防止するため、建築物の高い部分の低い部分に面する外壁又は低い部分の屋根を耐火構造とするべき範囲等を定めている。

(例) 壁タイプの場合

-  : 壁等
-  : 耐火構造 (開口部に特定防火設備を設け、仕上げを不燃材料とする)
-  : 防火構造 (開口部に防火設備を設け、仕上げを準不燃材料とする)

①壁等で区画された建築物同士がなす角度が $135^\circ < x \leq 180^\circ$ の場合

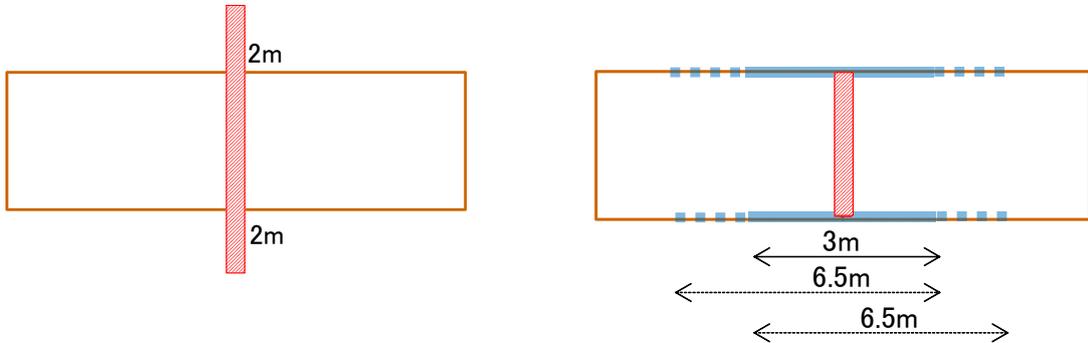
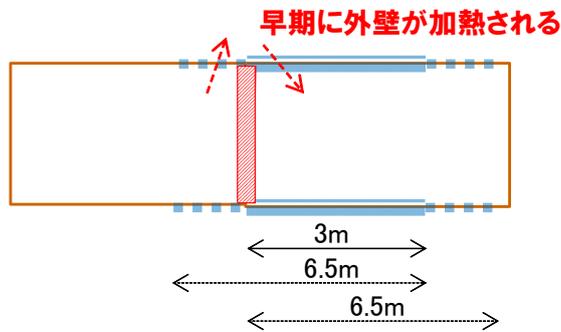


図5-1 : 壁等を突出させる場合

図5-2 : 壁等を含み一定範囲の防火措置を講じる場合



-  : 耐火構造 (90分) (開口部に特定防火設備を設け、仕上げを不燃材料とする)

図5-3 : 壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合

②壁等で区画された建築物同士がなす角度が $90^\circ \leq x \leq 135^\circ$ の場合

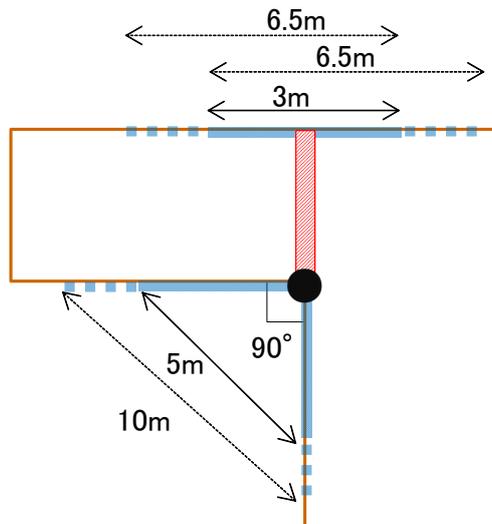


図5-4 : 壁等を含み一定範囲の防火措置を講じる場合

③壁等で区画された建築物同士の高さが異なる場合

(高い部分と低い部分の境界から5メートル以内の部分に壁等がある場合に限る。)

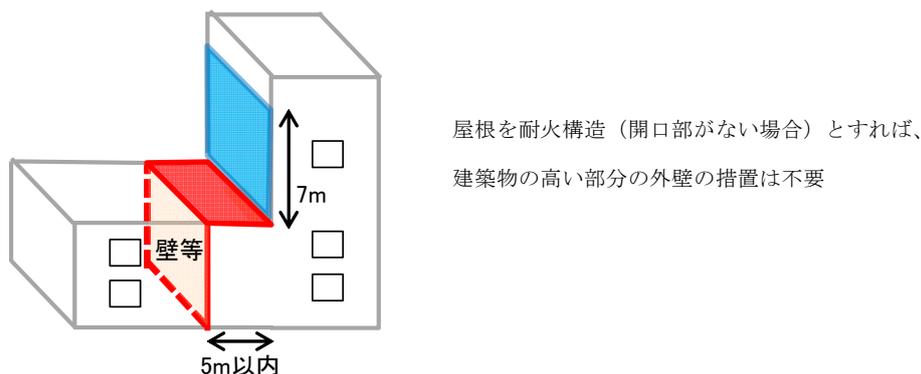


図5-5：建築物の高い部分の外壁を耐火構造とした場合

(5) 壁等の区画貫通部の措置（壁等告示第8）

壁等告示第8では、壁等が遮熱性能を満たすため、給水管、配電管等が壁等を貫通する場合には壁等との隙間をモルタル等の不燃材料で埋め、換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合には防火ダンパー等を設けることを定めている。

2. 壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成27年国土交通省告示第249号）

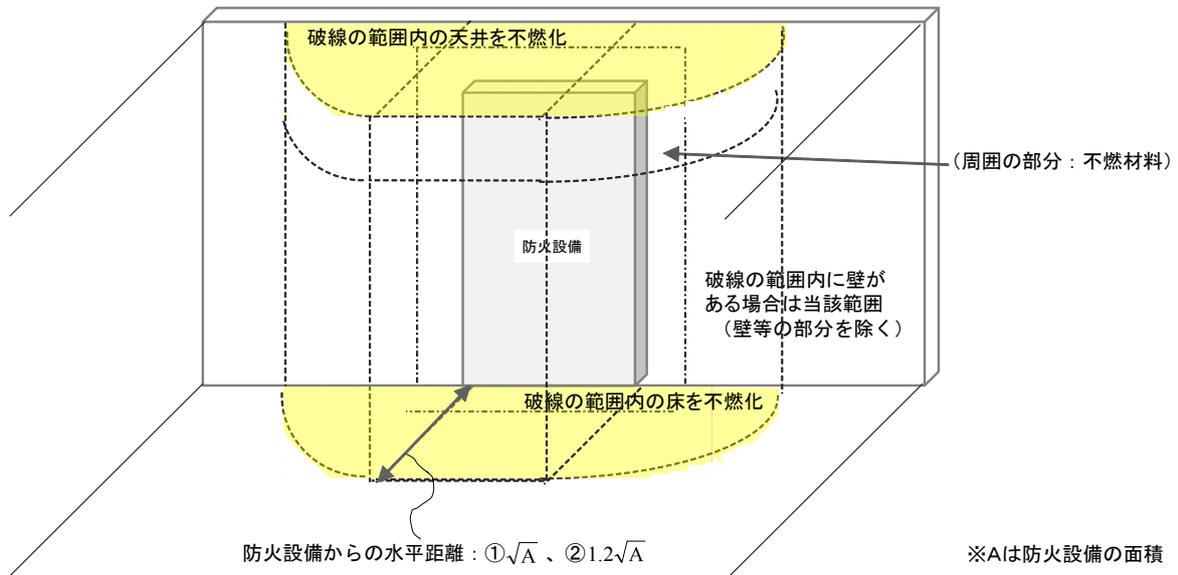
壁等のタイプを、壁タイプとコアタイプの場合に分け、壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定めている。

■非加熱面側の室の不燃化の措置（防火設備が遮熱性を有しない場合に必要な措置）

非加熱面側の室で不燃化の措置を講じる範囲については、防火設備が加熱された場合に、当該室の部分のうち、当該防火設備から放射される熱等によって燃焼するおそれのある範囲を考慮して定めている。

具体的には、防火設備の面からの水平距離が防火設備の面積に応じた一定範囲内である壁、床、天井等の室内に面する部分とする（図6）。ただし、天井と室の区画を構成する壁については、「壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件」（平成27年国土交通省告示第249号）表2により計算した距離以上防火設備から離れているものは、上記の水平距離の範囲内であっても不燃化することを要しないこととしていることに留意されたい（図7）。

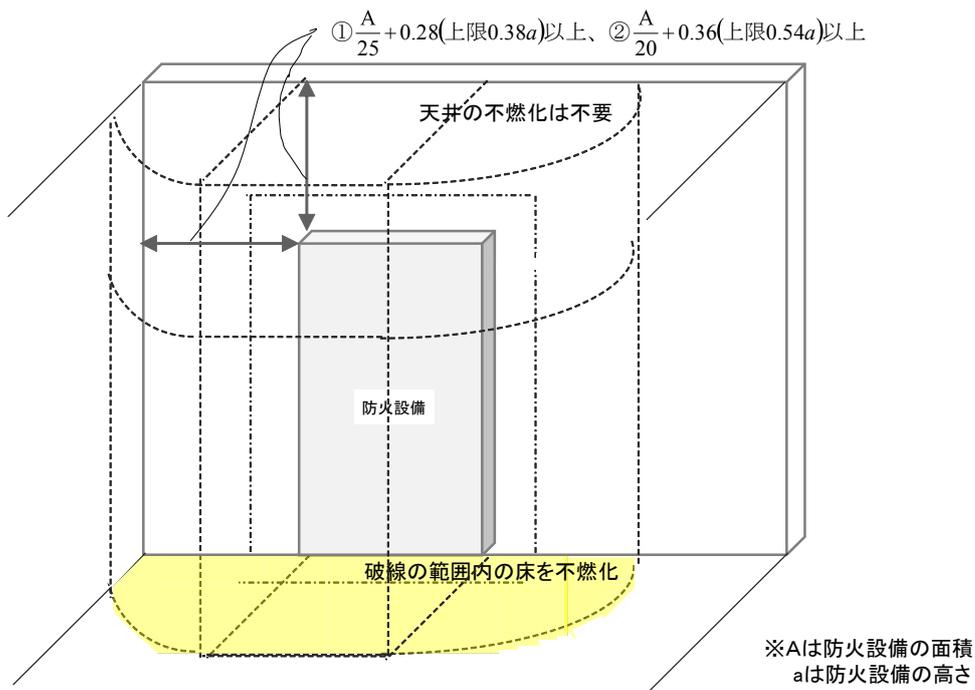
なお、壁等の部分については、同告示では不燃化することを求めているが、壁等告示第2第1号ロ(1)(i)(一)の規定により、防火設備の周囲の部分を不燃材料で造ることとしている点に留意されたい。



①火災継続予測時間が1時間以下の場合

②火災継続予測時間が90分以下の場合

図6：不燃化の範囲（破線の範囲内にある壁、床、天井の室内に面する部分）



①火災継続予測時間が1時間以下の場合

②火災継続予測時間が90分以下の場合

図7：不燃化することを要しない範囲